

精神保健福祉援助演習

科目コード

CW4141

単位数	履修方法	配当年次	担当教員
2	SR(演習)	3年以上	小野 芳秀 ほか

※2011年度以前入学者向けの科目です。

※在籍期間の関係により、3年次編入学者が本科目を受講しても実習は受講できませんので、ご注意ください。

科目の概要

■科目の内容

精神保健福祉士は、精神障害者の社会的復権と福祉を実現するための福祉サービスの提供と、生活を支援することを主たる業務とする専門職です。疾病と生活のしづらさという障害をあわせもつ精神障害者が、ひとりの人間として社会で生活していくうえで、人としての権利が保障され、自らの生活課題に自ら取り組んでいけるよう援助していくことが望まれます。

精神保健福祉援助演習においては、そうした専門職者として必要な援助技術を事例研究やロールプレイ、グループ討議等を通して学習すると同時に、援助者としての自己理解、適性なども見つけていくことを目的としています。したがって、主体的に参加し、学ぶことが大切な要件となります。

■到達目標

本冊子「精保演習 A」の同項の内容にしたがい、学習すること。

■教科書

精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編『精神保健福祉士養成セミナー7（第6版）精神保健福祉援助演習 [基礎][専門]』へるす出版、2017年（改訂新版でも可）

（最近の教科書変更時期）2017年4月

（スクーリング時の教科書）上記教科書を必ず持参ください。

■履修登録条件

この科目は、「福祉法学」「精神保健福祉論Ⅰ」「精神保健福祉論Ⅱ」「精神保健学」「精神保健福祉援助総論」「精神保健福祉援助各論」をすでに履修登録済みか、同時に履修登録をする方のみが履修登録できます。

※その他、履修の前提科目は、『学習の手引き』3章を参照ください。

■「卒業までに身につけてほしい力」との関連

とくに「専門的知識」「他者への関心と理解」「社会への関心と理解」「自他尊重的コミュニケーション力」「他者配慮表現力」「自己コントロール力」「クリティカルシンキング力」「アセスメント力」「問題解決力」を身につけてほしい。

■科目評価基準

演習内容（80%）+演習レポート（20%）。グループワークにおける協力や演習への積極的参加を求める。なお、評価基準については、教育プログラムの質的向上を目的に適宜見直しを図り、改定していく。

■体験学習

体験学習とは、「精神保健福祉援助実習対象施設」(実習施設参照)において、2日間以上(1日ずつ2カ所でも可)行う短期実習です。

次年度の精神保健福祉援助実習へ向けて、精神保健福祉の実践の場を体験し、広い視野を養うとともに、利用者や職員とのコミュニケーションを通して、自己の適性について考えることを目的としています。

精神保健福祉援助実習対象施設で1年以上の勤務経験のある方、またはあった方は、「実績報告書」(演習受講者に配付する様式)を提出して合格になれば、体験学習は免除になります。

注1：演習を受講した年度を越えて体験学習を行う場合は、「賠償責任保険」の保険期間外になります。

「体験学習」は演習受講年度内に行うか、年度を越える場合は「体験学習先内諾報告書」の提出時に必ず本学実習係まで申し出てください(再度保険加入の手続きを行います)。

注2：体験学習は「演習」の単位認定には無関係ですが、実施し合格しないと、実習受理条件は達成できません。

スクーリング

■スクーリング受講申込上の注意

- ・この科目は、スクーリングの受講が必須となります(仙台でのみ開講)。
- ・1クラス20人以内の少人数で開講します。
- ・受講料は10,000円となります。
- ・受講許可証・納入依頼書は、各受講判定日以降に発送します。
- ・スクーリング開講日・申込締切日は、『試験・スクーリング情報ブック』または『With』を参照ください。
- ・申込方法は、『With』でご案内します。
- ・クラス分けは無作為に行いますので、教員の指定はできません。
- ・申込締切後の受講日程の変更は受け付けしません。必ずしも第一希望での受講ができない場合があります。ご了承ください。
- ・公共交通機関の延着を除き、遅刻・欠席は認められません。また、スクーリング終了時間前の退席は認められません。
- ・演習のスクーリングにおいては、自己紹介、学生同士の話し合いや発表・ロールプレイなどへの参加が求められます。

■履修登録上の注意

演習受講希望者は、申込み時点で演習を履修登録している必要があります。4月生・10月生とも、それぞれの演習申込締切日までに当年度の履修登録を済ませてください。

■「精神保健福祉援助演習」スクーリング受講条件

- 受講条件** ①申込締切日までに①福祉法学[※]、②精神保健福祉論Ⅰ、③精神保健福祉論Ⅱ、④精神保健学、⑤精神保健福祉援助総論、⑥精神保健福祉援助各論のすべてのレポートを提出済。かつ、上記6科目中4科目は受講判定日までに単位修得済であること。
- ②受講判定日までに、「精神保健福祉援助演習」1単位めのレポートを提出していること。
- ③(入学から1年以上経過して申込みの場合)認定単位を除き20単位以上を修得していること。

※2008年度以前入学者は「福祉心理学」または「福祉社会学」でも可。

■単位認定

1 単位めレポート + 「精保演習」スクーリング + 2 単位めレポート等で総合的に単位認定します（前項「■科目評価基準」参照）。

2 単位めレポートを所定の期日までに提出しない場合は、スクーリングの受講は無効となり、また、2 単位めレポートが再提出の場合は指示された期日までに再提出を行わないとスクーリングの受講は無効になり、いずれの場合でも次年度以降に再度「精保演習」のスクーリングを申込み、受講する必要があります。

スクーリングを欠席・不合格の場合、合格済みの1 単位めレポートは無効となります。次回以降の「精保演習」を申込みの際は、所定の期日までに再度「精保演習」の1 単位めレポートの提出を行ってください。

■スクーリングで学んでほしいこと・講義内容

2012年度以降入学者適用カリキュラムの「精保演習 A」受講者との合同開講とし、「精保演習 A」の内容に準じる。1 日めの演習終了後に「体験学習・次年度実習ガイダンス」を開催する。また演習の受講後、所定の手順に沿って「実務経験による体験学習免除申請」または「体験学習」を実施すること。

■到達目標・講義の進め方

「精保演習 A」に準じる。

■スクーリング 評価基準

演習内容（80%） + 演習レポート（20%）

※グループワークにおける協力や演習への積極的参加を求める。なお、評価基準については、教育プログラムの質的向上を目的に適宜見直しを図り、改定していく。

■スクーリング事前学習（学習時間の目安：5～10時間）

①本冊子「精神保健福祉援助演習 A」の「■在宅学習15のポイント」から予習しておくこと（本冊子「精保演習 A」の「■講義内容」の各テーマに対応する「■在宅学習15のポイント」は次表を参照）。

※「■在宅学習15のポイント」は前項「■教科書」の新カリキュラム用（へるす出版）の教科書に対応している。旧カリキュラム指定の教科書（中央法規）のみを所持している方は、自身で同教科書の各ポイントに対応する箇所について学習すること。

テーマ	「在宅学習15のポイント」(回)	テーマ	「在宅学習15のポイント」(回)
1)	1・3	5)	13
2)	7	6)	13
3)	4・6・8・10・12	7)	13
4)	9	8)	2

②「精神保健福祉援助演習」1 単位めレポートを作成し、期日までに提出していること。

③所定の期日までに演習受講申込受理・受講条件に定める科目の学習を終えていること（本冊子「精神保健福祉援助実習」 「■学習を進めるにあたっての注意事項」参照）。

■スクーリング事後学習（学習時間の目安：20～25時間）

①本冊子「精神保健福祉援助演習 A」の「■在宅学習15のポイント」を参照し、演習内容を振り返りながら援助者としての自己の適性について振り返りを行う。

※学習方法については前項「■スクーリング事前学習」の①と同様。

②「精神保健福祉援助演習」2単位めレポートを作成し、期日までに提出すること。

③実務経験により「体験学習免除」が認められた方以外は、「体験学習」を実施する。

レポート学習

■在宅学習15のポイント

本冊子「精保演習 A」の同項の内容にしたがい、学習すること。

■レポート課題

1 単位め	※スクーリング事前レポート（所定の期日までに提出） 精神保健福祉士として、利用者とのコミュニケーションにおいて大切と考えられることをまとめてください。
2 単位め	※スクーリング事後レポート（スクーリング受講後の所定の期日までに提出） 精神障害の「障害」とは何かについて述べなさい。

※提出されたレポートは添削指導を行い返却します。

(2015年度以前履修登録者) 2016年4月よりレポート課題が変更になりました。原則新しい課題で提出してください。

■アドバイス

レポート作成に当たっては、ご自身の経験だけでなく、教科書をよく読んだうえで取り組んでください。ただし、**教科書や参考図書の丸写しは認められません。**

1 単位め アドバイス

教科書〔基礎編〕の2章・3章・4章をよく読んでまとめてください。

教科書〔基礎編〕の2章「Ⅰ 精神保健福祉士としての価値と倫理」の「1 自己決定の尊重」「2 権利擁護」、「Ⅲ 精神障害者の理解のあり方」、「Ⅳ 援助関係の形成」、3章「Ⅰ 基本的なコミュニケーション」、4章「Ⅱ レポートリーとしての基本的援助方法」の“バISTECKの7つの原則”、「Ⅲ ソーシャルワークの援助方法の共通基盤」の“人と状況（環境）の全体性”“自己決定の尊重”などの内容をよく理解した上で自身の考えを論じてください。

2 単位め アドバイス

精神障害は疾病と障害の共存といわれ、「生活の障害」「関係性の障害」とも言われます。障害を抱えている人の生活のしづらさなども合わせて考えることにより、適切な精神障害の「障害」を理解できると思います。

■レポートの提出方法

- 1) 1単位につき、1冊のレポート提出台紙を使用してください。
- 2) 1単位のレポート文字数は、2,000字程度ですが、最長4,000字程度まで記入していただいても結構です。パソコン印字の場合→左右40字×30行×2～4枚まで可。
- 3) 教員名の欄には記入しないでください。
- 4) 各レポートは、所定の提出締切日までに提出してください（『試験・スクーリング情報ブック』または『With』参照）。